

平成27年
第 4 回
平成27年
第 5 回

沖縄県議会（臨時会）会議録

第 4 回 平成27年 8 月24日

流会

第 5 回	平成27年 8 月31日	開会	} 1 日
	平成27年 8 月31日	閉会	

沖 縄 県 議 会

沖縄県議会（臨時会）会議録目次

1. 会期日程	3
---------------	---

○第1号（8月24日）

1. 議事日程	5
1. 招集告示	7

沖縄県議会（臨時会）会議録目次

1. 会期日程	9
1. 開会日に応招した議員	11

○第1号（8月31日）

1. 開会年月日時	13
1. 議事日程	13
1. 本日の会議に付した事件	13
1. 出席議員	13
1. 欠 員	14
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	14
1. 開 会	14
1. 諸般の報告	14
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	14
1. 日程第2 会期の決定	14
1. 一括議題 { 日程第3 議員提出議案第1号 日本国憲法を守り「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書 日程第4 議員提出議案第2号 安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書 }	15
1. 仲宗根 悟君の提案理由説明	15
1. 質 疑	15
照屋 守之君	15
1. 座喜味一幸君の提案理由説明	20
1. 討 論	21
玉城ノブ子さん	21
花城 大輔君	22
山内 末子さん	23
金城 勉君	24
1. 採 決	25
1. 閉 会	26

○巻末掲載文書

1. 議員提出議案	29
1. 諸般の報告	33
1. 議案処理一覧表	35

平成27年
第 4 回

沖縄県議会（臨時会）会議録

平成27年 8 月24日

流会

沖 縄 県 議 会

平成27年第4回沖縄県議会（臨時会）会期日程

	月 日	曜日	日 程	備 考
1	8月24日	月	（会議録署名議員の指名） 本 会 議（会期の決定） （議員提出議案の説明、採決）	

（注）8月24日は、台風15号による暴風警報が発令されたため、会議は開かれず流会となった。

平成27年8月24日

平成27年
第 4 回

沖縄県議会（臨時会）会議録

（第 1 号）

平成 27 年
第 4 回

沖縄県議会（臨時会）会議録（第 1 号）

平成 27 年 8 月 24 日（月曜日）

議 事 日 程 第 1 号

平成 27 年 8 月 24 日（月曜日）

午前 10 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 日本国憲法を守り「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書

{	仲宗根 悟君	仲村 未央さん	}
	新田 宜明君	照屋 大河君	
	崎山 嗣幸君	新里 米吉君	
	高嶺 善伸君	狩俣 信子さん	
	奥平 一夫君	玉城 満君	
	山内 末子さん	赤嶺 昇君	
	新垣 清涼君	瑞慶覧 功君	
	玉城 義和君	渡久地 修君	
	西銘 純恵さん	玉城ノブ子さん	
	嘉陽 宗儀君	大城 一馬君	
	比嘉 京子さん	比嘉 瑞己君	
	具志堅 徹君		

提出 議員提出議案第 1 号

第 4 安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書

{	具志 孝助君	花城 大輔君	}
	砂川 利勝君	具志堅 透君	
	又吉 清義君	島袋 大君	
	中川 京貴君	座喜味一幸君	
	照屋 守之君	新垣 良俊君	
	仲田 弘毅君	翁長 政俊君	
	新垣 哲司君	糸洲 朝則君	
	上原 章君	前島 明男君	
	金城 勉君		

提出 議員提出議案第 2 号

[会議を開くに至らなかった]

平成27年
第 5 回

沖縄県議会（臨時会）会議録

平成27年 8 月31日 開会

平成27年 8 月31日 閉会

1 日

沖 縄 県 議 会

平成27年第5回沖縄県議会（臨時会）会期日程

	月 日	曜日	日 程	備 考
1	8月31日	月	（会議録署名議員の指名） 本 会 議（会期の決定） （議員提出議案の説明、質疑、採決）	

開会日に応招した議員

喜 納 昌 春 君

翁 長 政 俊 君

比 嘉 京 子 さん

比 嘉 瑞 己 君

西 銘 純 恵 さん

玉 城 満 君

仲 村 未 央 さん

新 田 宜 明 君

儀 間 光 秀 君

上 原 章 君

花 城 大 輔 君

砂 川 利 勝 君

具志堅 透 君

大 城 一 馬 君

具志堅 徹 君

渡久地 修 君

山 内 末 子 さん

仲宗根 悟 君

照 屋 大 河 君

當 間 盛 夫 君

吉 田 勝 廣 君

又 吉 清 義 君

島 袋 大 君

中 川 京 貴 君

座喜味 一 幸 君

玉 城 ノブ子 さん

赤 嶺 昇 君

新 垣 清 涼 君

瑞慶覧 功 君

崎 山 嗣 幸 君

新 垣 安 弘 君

呉 屋 宏 君

前 島 明 男 君

照 屋 守 之 君

新 垣 良 俊 君

仲 田 弘 毅 君

嶺 井 光 君

嘉 陽 宗 儀 君

玉 城 義 和 君

奥 平 一 夫 君

新 里 米 吉 君

高 嶺 善 伸 君

狩 俣 信 子 さん

金 城 勉 君

糸 洲 朝 則 君

新 垣 哲 司 君

具 志 孝 助 君

平成27年8月31日

平成27年
第 5 回

沖縄県議会（臨時会）会議録

（第 1 号）

平成 27 年
第 5 回

沖縄県議会（臨時会）会議録（第 1 号）

平成 27 年 8 月 31 日（月曜日）午前 10 時 10 分開会

議 事 日 程 第 1 号

平成 27 年 8 月 31 日（月曜日）

午前 10 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 日本国憲法を守り「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書

{	仲宗根 悟君	仲村 未央さん	}
	新田 宜明君	照屋 大河君	
	崎山 嗣幸君	新里 米吉君	
	高嶺 善伸君	狩俣 信子さん	
	奥平 一夫君	玉城 満君	
	山内 末子さん	赤嶺 昇君	
	新垣 清涼君	瑞慶覧 功君	
	玉城 義和君	渡久地 修君	
	西銘 純恵さん	玉城ノブ子さん	
	嘉陽 宗儀君	大城 一馬君	
	比嘉 京子さん	比嘉 瑞己君	
	具志堅 徹君		

提出 議員提出議案第 1 号

第 4 安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書

{	座喜味一幸君	花城 大輔君	}
	砂川 利勝君	具志堅 透君	
	又吉 清義君	島袋 大君	
	中川 京貴君	照屋 守之君	
	新垣 良俊君	仲田 弘毅君	
	翁長 政俊君	新垣 哲司君	
	具志 孝助君	糸洲 朝則君	
	上原 章君	前島 明男君	
	金城 勉君		

提出 議員提出議案第 2 号

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 日本国憲法を守り「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書

日程第 4 安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書

出 席 議 員 (47名)

議 長	喜 納 昌 春 君	2 番	比 嘉 瑞 己 君
副議長	翁 長 政 俊 君	3 番	西 銘 純 恵 さん
1 番	比 嘉 京 子 さん	4 番	玉 城 満 君

5 番 仲 村 未 央 さん
 6 番 新 田 宜 明 君
 7 番 儀 間 光 秀 君
 8 番 上 原 章 君
 9 番 花 城 大 輔 君
 10 番 砂 川 利 勝 君
 11 番 具志堅 透 君
 12 番 大 城 一 馬 君
 13 番 具志堅 徹 君
 14 番 渡久地 修 君
 15 番 山 内 末 子 さん
 16 番 仲宗根 悟 君
 17 番 照 屋 大 河 君
 18 番 當 間 盛 夫 君
 19 番 吉 田 勝 廣 君
 20 番 又 吉 清 義 君
 21 番 島 袋 大 君
 22 番 中 川 京 貴 君
 23 番 座喜味 一 幸 君
 25 番 玉 城 ノブ子 さん
 26 番 赤 嶺 昇 君

27 番 新 垣 清 涼 君
 28 番 瑞慶覧 功 君
 29 番 崎 山 嗣 幸 君
 30 番 新 垣 安 弘 君
 31 番 呉 屋 宏 君
 32 番 前 島 明 男 君
 33 番 照 屋 守 之 君
 34 番 新 垣 良 俊 君
 35 番 仲 田 弘 毅 君
 36 番 嶺 井 光 君
 38 番 嘉 陽 宗 儀 君
 39 番 玉 城 義 和 君
 40 番 奥 平 一 夫 君
 41 番 新 里 米 吉 君
 42 番 高 嶺 善 伸 君
 43 番 狩 俣 信 子 さん
 44 番 金 城 勉 君
 45 番 糸 洲 朝 則 君
 47 番 新 垣 哲 司 君
 48 番 具 志 孝 助 君

欠 員（1名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	比 嘉 徳 和 君	主	幹 中 村 守 君
次 長	知 念 正 治 君	主	査 川 端 七 生 君
議 事 課 長	平 田 善 則 君		
副 参 事 兼 課 長 補 佐	勝 連 盛 博 君		

○議長（喜納昌春君） ただいまより平成27年第5回沖縄県議会（臨時会）を開会いたします。

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、仲宗根悟君外22人から、議員提出議案第1号「日本国憲法を守り「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書」及び座喜味一幸君外16人から、議員提出議案第2号「安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書」の提出がありました。

その他の諸般の報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

1 番 比 嘉 京 子 さん 及び
47番 新 垣 哲 司 君

を指名いたします。



○議長（喜納昌春君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本8月31日の1日といたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本8月31日の1日と決定いたしました。



○議長（喜納昌春君） この際、日程第3 議員提出議案第1号 日本国憲法を守り「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書及び日程第4 議員提出議案第2号 安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書を一括議題といたします。

まず議員提出議案第1号の提出者から提案理由の説明を求めます。

仲宗根 悟君。

〔議員提出議案第1号 巻末に掲載〕

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

おはようございます。

それでは、ただいま議題となりました議員提出議案第1号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げたいと思います。

提案理由は、日本国憲法を守り「安全保障関連法案」の廃案を求めることについて関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第1号を朗読いたします。

〔日本国憲法を守り「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書朗読〕

以上であります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入ります。

本案に対する質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑の回数は2回までといたします。

休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時17分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 おはようございます。

「日本国憲法を守り「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書」について、質疑をさせていただきます。

今、中近東やアジア・太平洋地域をめぐる諸情勢を含め、我が国を取り巻く安全保障環境は非常に厳しい

状況にあります。このような観点から、安全保障関連法案を自民党・公明党連立政権で提案をし、民主党や維新の党も対案を示して、そして今参議院で審議がなされているところであります。維新の党は、5法案を参議院に提出し、3法案については民主党と共同提案に向けて協議中とのことであります。次世代の党、日本を元気にする会、新党改革の3党は、修正案を共同で提案するとの動きであります。

このように、ほとんどの政党が案をつくり、国民を守るために真剣に議論が進められている中で、廃案を求めるとは県民や国民、さらには国会に対して余にも無責任な対応ではありませんか。

まず、そのことについて伺いをいたします。

次に、ほとんどの政党が国民を守ることに危機感を感じているわけでありまして。廃案ではなくて、提案者は対案を示すべきではありませんか。

そのことについても伺いいたします。

3点目、今回の平和安全法制の中には、武力攻撃に至らない侵害、グレーゾーンの対処として、海上警備行動や治安出動の手続を迅速化するための改善も示されております。まさにこのことは、尖閣周辺の海域やあるいはまた空域を想定した対応であり、我が沖縄県の県土を守り日本の国土を守る意味からも、沖縄県議会としても強力に推進すべきであるとの立場ではありませんか。

なぜ尖閣問題を抱える県議会で廃案を求めるのか御説明をお願いします。

4点目、この法案の廃案を求めることは、今我が国の国防を日米安全保障体制に委ねている現状があるわけでありましてけれども、それを見直して、日本の国は自分で守る、その体制をつくるべきとの主張であるのか伺いいたします。

5点目、我が国の国防や外交つまり国民を守ることは、国政あるいは政治の大きな責任であります。今回の平和安全法制は、国民を守るいざというときのために法整備を今のうちにやろうとするものであります。有事のときの備えであります。そしてそれは、事前の国会承認も必要とするものであります。トラブルが発生してから法整備をしようとしても手おくれであります。そのときには、国民から国や政府は大きな批判を受けることになるわけであります。

その責任を、廃案を求める沖縄県議会として負うことができるのでありましょか、伺いをいたします。

次に、この意見書案は、意図的な誤解によって県民をミスリードする内容になっていると考えておりま

す。「我が国が他国から武力攻撃を受けていないにもかかわらず、集団的自衛権を発動」と書かれておりますけれども、安全法制では、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危機がある事態に限って我が国が防衛するために自衛権を発動することができるわけであります。意見書案の言うような幅広い意図的な自衛隊の発動を可能とするものではありません。

なぜこのような誤解を与える表現になっているのでしょうか。削除したほうがよいと思いますけれどもいかがでしょうか。

次に、「自衛隊が米軍の軍事行動に参加し、武力行使を可能にする法案である。」との表現になっておりますけれども、このことも間違っております。訂正を求めますけれどもいかがでしょうか。我が国が自衛権を発動するかどうかは、あくまで我が国の存立が危機状況にあるか、これが基準であり、その判断に当たっては国会の承認が必要になるわけであります。国会議員がさまざまな状況を勘案して承認をする、あるいはまた派遣をするしない、その意思決定をするわけでございます。

そのことについての見解をお伺いをいたします。

次に、意見書案で「弾薬の提供」を非難しておりますけれども、意見書案の提出者は、一昨年12月に南スーダンで起きたことを覚えているでしょうか。現地で活動していた韓国軍の部隊は、防護用の銃弾が不足し、国連を通じて同型の銃弾を保持している自衛隊にその提供を要請したわけであります。PKO法には、銃弾の提供を明示的に禁止する条項はなく、人道的観点と緊急性に鑑みて、政府は要請された銃弾を物資協力として無償提供したわけであります。このときは、今回の法案に対する非難のような違憲、違法という批判はほとんどございませんでした。弾薬の提供は、既に行われた事例があるわけであります。

そのことについても、間違った見解であります。訂正を求めますけれどもいかがでしょうか。

次に、「自衛隊を米国と一体となって戦争に参加させるものである。」、この明記がございます。このことも事実と大きく異なっております。県民にあらぬ誤解を与えるものでございます。

戦後70年、日本は戦争の反省を踏まえて、戦争のない平和な国家をつくり上げてきたわけであります。教科書問題があるとすぐ戦争につながる、何かあるとすぐ戦争、このような形で県民に不安を与えてきてい

るわけでありますけれども、実際にこの70年間、我が日本で戦争が起こっている事実はないわけであります。提案者は意図的に不安を与えて極めて無責任さを感じるわけであります。削除すべきではございませんか。

次に、「戦場での後方支援を可能としており」とありますけれども、このことも事実をねじ曲げるものであります。平和安全法案においては、重要影響事態において、現に戦闘行為が行われている現場においては、他国の軍隊に対する支援は行わない、このことが明記されているわけであります。それによって、他国の戦闘行為と一体化を回避することになっているわけであります。先ほど申し上げました「戦場での後方支援を可能」というこの表現については、事実と全く異なっているわけであります。

意見書案からの削除を求めますけれども、いかがでしょうか。

次に、意見書案の提出者は、なぜ法案の内容を、あるいは現実をねじ曲げて、県民に誤った情報を発信し廃案を迫るのでしょうか。意見書案は、沖縄県議会の議決されるものであり、その内容については、それを受ける側が、国や国会が真剣に検討する内容でなければならないわけであります。この意見書案では、提案者の意見が国会や国に伝わらない。そうなりますと、何のための意見書案かわからないわけであります。

そのことについてもお伺いをいたします。

次に、国民を守る国防については、国の大きな責任であります。我が国は、憲法によって厳しい武力行使について定めがございます。歴代内閣の憲法解釈が変わってきた、そのことも事実であります。

1946年6月の吉田茂総理は、戦争放棄に関する規定は、直接には自衛権を否定してはいないが憲法9条第2項において一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も交戦権も放棄した、近年の戦争は多く自衛権の名において戦われた、日本は好戦国であり、いつまた再軍備をして復讐戦をして世界の平和を脅かさないとわからないと疑われている、だから交戦権を進んで放棄し、全世界の平和の基礎をつくり、全世界の平和確立に貢献することを憲法で表明するのだ、吉田総理は個別的自衛権も含む一切の自衛権を放棄したと言っているわけであります。これに対して、当時の共産党の野坂参三議員からは、戦争には他国を征服したり侵略したりする不正の戦争と、侵略された国が自分の国を守るためにする正しい戦争の2種類がある、戦争一般を放棄するのではなくいかなる侵略戦争も支持せず参加しないという条項が

適当であるとの議論があるわけであります。

つまり歴代の内閣は、日本国憲法を遵守しながら、我が日本の自衛権を守っていくために個別的自衛権まで当初は否定をした、そのことを時代の変遷によって、世界各地の状況によって、個別的自衛権を認めあるいはまた今集団的自衛権についても憲法の範囲内で対応していく、そのような時代の移り変わりの中で、歴代内閣の考え方も変わってきたわけであります。そのことからいたしましても、現在の内閣において、憲法9条第2項の規定に沿った、我が日本を守り国民を守る最低限の今法案の整備だと認識をするものであります。

この点についても伺いをいたします。

さらに、この意見書案で、この法案が成立すると、全国の米軍専用施設の74%が集中している沖縄は出撃拠点となるだけでなく、米国と戦う相手国から敵国とみなされ武力攻撃の対象になってしまい、戦争に巻き込まれるのではないかとこの不安と、再び戦争に加担するための法案は断じて許さないというそういう表現があるわけであります。この安全法制は、先ほどこから言いますように、厳しい国際状況の中で、全世界に広がる日本国民を含めて我が日本国民を守っていく、あるいはまたこれまで日米安全保障体制のもとで我が日本は守られてきた、ずっと守られ続けてきて、そのことを含めて我が日本として国際的にどのような形で平和あるいはその安定について貢献をしていくか、そのようなことを議論をした上で今法案として提出をされているわけであります。

我が沖縄県には、確かに米軍専用施設は多くございます。しかしながら、この法案は自衛隊を対象にしたわけでございます。自衛隊をどうするかというそういう問題であります。我が沖縄県には、自衛隊の基地は1%ほどしかないと思っております。全国、ほぼ本土のほうに自衛隊基地は集中しているわけでございます。ですから、このような安全保障法案の中で、過剰にこのような形で我が沖縄県が標的にされる、あるいは戦争に巻き込まれる、そのような意図的な悪い宣伝は、私はこの法案を審議する、審査をしていくための趣旨には反しているものと考えているものでございます。なぜこのように事実と異なった内容をわざわざ意見書案に記して可決しようとしているのか、その意図も含めて御説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 おはようございます。

質疑にお答えしたいと思います。

十幾つかの質疑が出ましたので、関連する部分もありますので、一つ一つというより関連するものもひっくるめてまずやっていきたいと思っております。

最初に、廃案を求めるのが無責任ではないかということですがけれども、私たちは、戦争法案と言っていますけれども、安保関連法案が通ると本当に日本が戦争に巻き込まれるとそういう危機感を持っています。そういう意味で私たちは、この沖縄で政治をやっている者として、県民に対するきちんとした責任を果たすということでこの廃案を求めていきたいと思っております。

幾つか質問出しましたがけれども、この間、衆議院・参議院で議論が進められてきましたけれども、いろんな問題がいっぱい出てきました。

まず参議院では、既に審議の中断が77回に及んでいます。この衆議院・参議院の中で、明らかになったこの法案の中身というのは、もうこれは廃案しかないということが明らかになっています。

まず1つは、立法事実が崩壊しているということです。

去年、皆さん覚えていると思いますけれども、集団的自衛権を閣議決定する際に、この安倍首相が持ち出したのが、米艦が邦人を輸送しているときに攻撃をされたのにこれを守れないのかというこのパネルを掲げて一生懸命説明をして、だからこの集団的自衛権、閣議決定するんだということを言っていましたけれども、今度の参議院では、中谷大臣は、邦人が乗船しているかどうかは絶対的条件ではないということで、これが条件ではないということを言うようになっているわけです。そういう意味でも、これも崩壊しました。

それから、ホルムズ海峡の機雷封鎖、これを一生懸命説明していましたけれども、これも根拠がなくなってきました。ホルムズ海峡に関しては、最近政府も言わなくなりましたがけれども、このイランの安全保障責任者が封鎖を否定しているわけです。ホルムズ海峡は地政学的に重要、開かれた静かな海域になるべく最善を尽くしているという可能性を否定していますし、そしてEUなどとの6カ国協議の中でも、核問題の進展などでも、この海峡封鎖の問題も出ています。そういう意味で、この法案のこれまで根拠としてきた事実がどんどんどんどんなくなってきた、崩壊したということが挙げられていると思います。そして、この法案

は自衛隊の軍事行動、先ほど幾つか質問がありましたけれども、私たちは、日本が攻撃されていなくても海外に自衛隊を派兵するものだということを指摘してきましたけれども、これが本当にこの法案の審議の中で明らかになって歯どめがなくなってきているということが明らかになりました。

まず兵たん、兵たんというのは、戦争をやっている後ろの兵たんですけれども、これがこれまでは戦闘地域に踏み込むかどうかというのが問題になりましたけれども、今度の参議院では、兵たん活動自体無限定、とりわけ武器弾薬の輸送提供が非常に重要問題になって、これが無限定に可能だということが明らかになっています。そして、その中身は単なるミサイル、ロケット弾そしてクラスター爆弾、毒ガス、化学兵器全ての兵器・弾薬が可能になると否定してない。そしてあげくの果ては、核兵器までこれは法律上は否定していないということを大臣が答弁するという意味では、非常にこれは極めて危険な状況になっていると言えらると思います。

それから3つ目に、自衛隊が米軍の指揮下で既に暴走が始まっているということが今度の国会の中で明らかになりました。これは共産党の小池晃議員が暴露した、国民に大きな衝撃を与えましたけれども、内部文書でこの4月27日に合意された日米ガイドライン、それに盛り込まれている同盟調整メカニズム、そういうもので軍調整ということが、軍調整の調整所、軍隊と軍隊の調整所までつくることが自衛隊の内部文書にありますし、それから南スーダンのPKOに駆けつけ警護、これも行うということが明らかになっています。そういう意味では、非常に無限定に広がっていく。それをまた実証したのが、先日うるま市で墜落した米軍機のヘリコプターに自衛隊員が乗っていた。これは私たちからすると、一緒に共同訓練だと思えますけれども、研修という名のもとにそういったことが行われているということが明らかになったと思えます。

そういう意味で、この法案自体、既にもう立法事実も崩壊しているし、法案にどんどん海外の戦争に巻き込まれていくというものも明らかになっているので、私は廃案にするというのが責任ある沖縄県議会の対応だと思います。

それから尖閣諸島問題を言われましたけれども、この尖閣諸島問題、参議院で突如として安倍首相は中国の問題を口にしました。これまで衆議院では中国という言葉、言いませんでした。ホルムズ海峡ということでは言っていましたけれども、突如中国脅威論を出して

きましたけれども、これに対して国会での質疑を見ますと、中国脅威論これについてどう思うのかという日本共産党の大門実紀史議員の質問に対して、中谷防衛大臣は、中国を含めて特定の国を脅威とみなし軍事的に対抗していく発想はないと述べざるを得ませんでした。そして宮沢洋一経済産業相は、中国との経済の結びつきが将来さらに強くなることを考えると大事な市場という位置づけは変わらない、そういうことを述べました。そして岸田外務大臣は、日本政府は中国を脅威とはみなしていないということを明言しました。ですから、今尖閣の問題、南シナ海の問題がありますけれども、こういった紛争は絶対に戦争に拡大させてはならないと、平和的な外交手段で解決していくということが私はとても大事だと思います。

そして、あと沖縄の基地の集中の問題、攻撃の標的になるということに対してのまた御質疑がありましたけれども、70年前の1945年、米軍が沖縄に上陸して沖縄戦が始まりますけれども、それからさかのぼること1943年、日本軍はこの沖縄を日本防衛、国体護持の日本防衛の持久作戦の不沈空母化にするということで、飛行場の建設を1943年に始めます。読谷飛行場初め伊江島飛行場、実に沖縄に18カ所の飛行場をつくって日本防衛の拠点にしようとしたという事実があります。そういう軍事拠点化された結果、沖縄戦というものに結びついていくわけです。ですから、基地が集中している沖縄が攻撃出撃拠点となるだけでなく、基地があるおかげでやっぱり攻撃の標的になったというのは、歴史が教えている事実ですから、私たちはこの歴史に目を背けてはならないと思います。

そして何よりも、対案を示せということでしたけれども、私たちが出している対案は、この戦争法案を廃案にして憲法9条を守って平和的な外交手段で守っていくということが大事だと思います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 一括して答弁された格好になっているそうです。（発言する者あり）

一括して答弁するということで……。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 御答弁ありがとうございました。

先ほど尖閣の問題も含めて、平和的な外交努力、手段で平和を守るというまさに現実離れた提案者からの説明であります。そういうような形で、もちろん努力はします。努力はしますが、国はそれぞれの国、国益、そのようなことも含めてなかなかそういう話し合いでは解決をしない、それが現実であり実態で

あります。

せんだってカナダに行ってまいりましたけれども、カナダの沖縄県系人が、我々は非常にこの沖縄や日本を憂慮していると。近々沖縄周辺で厳しい戦いが起こるのではないかというそういう危機感を持っているということを言っておりました。我々は、いや、日本は戦争はしませんよと、さきの大戦の反省も踏まえて戦争はしませんということを伝えましたら、いやいや、そういう問題ではないですよと。世界各国はそれぞれ日本がどう考えるか、沖縄がどう考えるか、沖縄の基地がどういう状況かというものは問題ではない、それぞれの国益を通じてそういういさかいが起こっている。まさに今全世界で十数カ国、内戦やあるいはテロやそういうことが起こっているわけであります。ですから、先ほど、もちろん平和的な外交努力は要りますけれども、それでは解決できない実態が今世界にあり、我が沖縄県にもあるということであります。ですからそのようなことも含めて、グレーゾーンをしっかりと対応していく、その安全保障体制の中に組み込まれているわけであります。

せんだって石垣市議会が可決をして、速やかに審議をしてこの安全保障法案が通過してほしいという、そういう意思決定がなされているわけであります。まさに、石垣は尖閣をもう間近に抱えておりますから、そのような国益あるいは離島権益も含めて非常に危機感を持っているわけであります。ですから、そのような観点からも私どもは、やはりこの平和安全法制の中で、我が沖縄県の尖閣を守っていくという、そういうふうなことが示されているということも含めて今歓迎をするものでありますけれども、ぜひ参議院でしっかり審議をしてもらいたい、そのような思いをしているわけであります。

次に、このことはお答えになっておりませんが、実はこの安全保障関連法案というのは、先ほど言いましたように自民党、公明党、民主党、維新の党、次世代の党、日本を元気にする会あるいは新党改革、それぞれが対案をつくって、あるいはまた修正案を示して国会で議論をしているわけであります。このそれぞれの政党は、やはり今日本が置かれている状況、日本国民を守っていくことについて、やはり多少の違いはあってもその共通の危機感を持っているものだと考えるものでございます。ですから、我々地方の議会がそれをしっかりと国会の審議を見ながら、慎重に審議をした上で、その安保法案の意思決定をしていく、そのことを求めていくのが私どもの筋だろうと思っているわけであります。

ですから、廃案ではなくて慎重に審査をしていくというそういう意見書に変更できませんか、そのことについてお伺いをいたします。

さらにまた、今世界の状況はそれぞれの内戦があり、あるいはまたテロがあり、世界各国で頑張る日本国民も含めて非常に厳しい状況に置かれているものと考えております。このような法案は、いざというときの備えをするための法案の整備であります。せんだってタイで爆弾テロがありました。そしてつい最近、朝鮮半島に非常に厳しい緊張状況がございました。いつ日本を取り巻く周辺でそのような内戦や戦争が起こるか、あるいはまたテロが起こるか、今私どもはそのような中で、世界の中で生きているわけであります。自然災害というのはなかなか人間の力で防ぐことはできません。しかしながら、国防、国民を守ることはみずからの努力・対応でできるわけでございます。日本がそのような備えを世界に発信をする、日本国としてそのような対応をしていくということを発信をしていく、そのことが非常に大事であり、そのことがまた抑止力につながっていくものと考えているものでございます。

そのようなことも含めて、ぜひ提案者には、廃案ではなくて慎重に審査をしていく、その意見書に変えていただくように求めます。

そのことについての御見解もお願いいたします。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

〔大城一馬君登壇〕

○大城 一馬君 照屋守之議員の再質疑に対しましてお答えをしたいと思います。

まず、平和的外交では解決できないという趣旨の発言がありました。

私は、そうではないと思っております。あのイラク戦争、武力でもって攻撃がありました。しかし、その戦争の後遺症というのは、イラクの国民に大きな、多大な犠牲が強いられました。しかし、大量の兵器は出てこない。そういうことがさきのイラク戦争の例で示されております。

そして、照屋議員から自民党、公明党、維新、民主党、それぞれ対案が出ているという発言がございました。それはそれとして、政党政党の立場で国会では提案されて審議されているというふうに思っています。

今回、私どもが出してあります意見書は、23名の議員がそれぞれの意思を統一して提案されております。したがって、私どもはぜひ、国民世論、県民世論このことをしっかりと受けとめて、法案は廃案に

すべきだというふうに認識をいたしております。また、この法案自体が、安倍総理さえも国会答弁で国民の理解が進んでいないと明言しております。やっぱり政党というのは、政治家というのはしっかりと国民の民意を受けとめて、それを重視して法案に対して対応をすべきであるというふうに思っております。

ですから、廃案というのは、当然の私ども沖縄県議会としての要求であるということを確認しておきたいと思います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 尖閣諸島の問題がある県議会ではなぜ廃案を求めるのかということがありました。

日本と中国は1972年国交回復をして以来、紛争は平和的に解決すると繰り返し確認を日中間でやっています。そして、2008年の戦略的互惠関係の包括的推進に関する日中共同声明でも「互いに脅威とならない。」「共に努力して、東シナ海を平和・協力・友好の海とする。」と確認しています。そして、先ほどいろんな国が脅威とみなしていると言っていましたけれども、4月14日、外国特派員協会でデニス・ブレア、アメリカの太平洋軍元司令官がこう発言しています。台湾や尖閣諸島問題について聞かれて「中国が軍事力で彼らの野望を実現する可能性はきわめて少ない。軍事作戦の実施はきわめて大きなリスクを負うことを中国は知っている。」、南シナ海問題について「現実には、軍事対立のない地域だといえる。対立は、統治権をめぐる紛争であり、海域全体についての規制、油井掘削船の配備などであり、軍事対立よりもはるかに低い水準。どの国も、軍事対立へのエスカレートを望んでいない。」こう述べています。それから、7月21日の第5回南シナ海会議で、アメリカのダニエル・ラッセル米 국무次官補は、「われわれは、中国の国家主席や首相と、オバマ大統領との20回以上におよぶ会談、また「戦略・経済対話」や他の協議を通じて理解をすすめてきた。両国関係に基礎を据えたのであり、それは緊張あるいは危機にさえも耐えることのできるものだ。」というふうにアメリカ関係者も述べていますけれども、こういった紛争を戦争にさせない、そのために外交努力というのがあって、そういったものを抜きにして、力には力に、軍事力には軍事力で対抗するというふうになるとこれが戦争に発展すると。そういったことは絶対にさせてはならないというふうに思います。

そしてこの戦争安保関連法案は、圧倒的多数の憲法

学者が違憲だと言っていますから、そういう意味では、これは私は廃案にするのが当然だと思いますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前10時58分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

次に、議員提出議案第2号の提出者から提案理由の説明を求めます。

座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 ただいま議題となりました議案第2号の「安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書」について、提案者を代表して提案の理由を御説明申し上げます。

集団的自衛権を含む平和安全法制関連法案は、憲法9条の枠内で国民を守り、私たち日本の自衛の措置として必要最小限行使できるよう限定的に容認し、切れ目のない法整備により、国民の生命と財産、平和な暮らしを守る法律であります。また集団的自衛権の行使は、日本防衛のため自衛の措置として新三要件を定め、事前に国会の承認を得ることなど厳しいルールが定められております。

今、一部マスコミ報道や政党などで「戦争法案」とか「若者を戦場に送る徴兵制法案」など、意図的とも思える国民に誤解を招くような反対キャンペーンが展開されています。まさにこのことこそ、国会での議論を尽くし、国民の理解を深めていくべき重要な課題でもあります。

かつて私たちは、このようなことが60年安保改定、そして70年の安保改定のときにあったことを学ばなくてはならないと思います。

60年安保改定のとき、日本が主権をしっかりと主張し、この対等な条約にするために改定したのが60年安保の改定でありました。そのときに、日本の平和が、平和国家が損なわれるとして、岸信介首相は退陣にまで追い込まれるほど安保闘争は過熱したわけがあります。その先頭に立ったのは言うまでもなく、ソ連・中国を平和勢力とみなした旧社会党であり、共産党が反対の先頭に立ちました。それから、本当に平和国日本は損なわれたのでしょうか。かつての岸首相のこの主権回復のための対等な条約改正というものは、間違っていたのか総括されておられません。

かつてまた、70年安保のときに改正から10年経過して安保廃棄がスローガンのはずでしたが、結果としては、時あたかもベトナム戦争等々ありましてベトナム戦争への批判、そしてそこで、そのときも日本にも徴兵制がしかれ、若者がベトナムに派兵されるというキャンペーンで反対運動が盛り上がりました。まさに、まさに、まさにこのようなキャンペーンが張られて、その運動が展開されたわけですが、戦後70年私たち日本は、戦争を一度もすることなく繁栄したわけであります。

この歴史的な事実というものを私たちは学ばなければならないというふうに思います。

今、参議院に審議が移っておりますが、維新の党から対案が出され、さらに次世代の党、新党改革等々修正案など提案され議論が深まりつつあり、より一層国民の理解が深まっていくものと考えております。徹底した議論と丁寧な説明を尽くし、国民の理解を得た上で法案成立を図るためにも、まさに慎重な審議を求めるものであります。

以下、「安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書」を読み上げさせていただきます。

〔安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書朗読〕

慎重審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号及び第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時7分休憩

午前11時8分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

これより討論に入ります。

議員提出議案第1号及び第2号に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん 日本共産党沖縄県議団を代表いたしまして、ただいま議題となっております議員提出議案第1号「日本国憲法を守り「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書」案に賛成をし、議員提出議案第2号「安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書」案に反対の討論を行います。

きのう、戦争法案廃案、安倍政権退陣、そして沖縄では辺野古新基地建設反対を含む集会が全国各地で開催されました。安保関連法案は今すぐ廃案を、憲法9条を守れなどの怒りの声が一斉に上がり、若者たちや子育て世代などを初め100万人を超える国民が結集をいたしました。

政府が平和安全法制の名で提出した一連の法案は、衆議院・参議院での議論を通して憲法が禁じている自衛隊の海外での武力行使を進める憲法違反の戦争法案であることが明らかになりました。

法案は、米国が世界のどこであれ、アフガニスタン戦争、イラク戦争のような戦争に乗り出したとき、自衛隊がこれまで戦闘地域とされてきた場所まで行って弾薬の補給、武器の輸送など軍事支援、兵たんを行うこととしています。自衛隊が攻撃されたら武器を使用することも国会で認めています。集団的自衛権の行使は許されないとしてきた憲法解釈を180度転換して、集団的自衛権を発動し、アメリカとともに海外での武力行使に乗り出すことも可能とするものであります。国際紛争の解決の手段としての武力行使を禁止とした憲法9条に真っ向から反するものであります。

憲法審査会に参考人として招かれた3人の憲法学者がそろって安保法案は憲法違反との意見を述べており、圧倒的多数の憲法学者が憲法違反との態度を表明しています。

日本はこの70年間、戦後、1人の外国人も殺さず1人の戦死者も出さなかったのは、世界に誇るべき日本の宝、憲法9条が存在し平和を希求する国民世論と運動があったからであります。

全国の世論調査でも国民の5割以上がこの法案を「憲法違反」と批判し、6割以上が「今国会での成立に反対」と答え、8割以上が「政府の説明は十分ではない」と答えています。県内の世論調査では、今国会での成立を図る安倍首相の方針に73.2%が反対をしています。

憲法9条をじゅうりんし、主権者である国民多数の

意見をないがしろにするこの法案は断じて許されません。

この法案が強行されると基地の集中する沖縄は、米国が起す戦争の出撃基地となるとともに、アメリカが戦う相手国から敵国とみなされ攻撃対象となり、真っ先に標的になります。また戦争に巻き込まれることになります。

去る8月12日に発生した、沖縄本島東海岸のうるま市の海域に墜落した米軍ヘリMH60に乗り込んでいた陸上自衛隊員2人が防衛省直属の中央即応集団所属の2等陸曹で、同集団の中でもテロリストの攻撃などに対応する特殊作戦群の隊員であることが明らかになっています。自衛隊の特殊作戦部隊の隊員による米軍特殊作戦の訓練は、日米共同の軍事作戦を想定した戦争法案の先取りとも言えるものであります。

あの沖縄戦で二十数万人のとうとい命が奪われ、二度と再び戦争の悲劇を繰り返させてはならないとの国民の譲ることのできない平和への願いを踏みにじる、戦争への道を許してはなりません。

海外で戦争する国、殺し殺される国にしないために、若者を再び戦場に送らないために、戦争法案は廃案にすべきであります。

以上申し上げ、議員提出議案第1号「日本国憲法を守り「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書」案に賛成をし、議員提出議案第2号「安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書」案に反対する討論といたします。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

〔花城大輔君登壇〕

○花城 大輔君 議員提出議案第1号「日本国憲法を守り「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書」案に反対し、議員提出議案第2号「安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書」に賛成する立場から討論を行います。

現在、参議院において審議中の安全保障関連法案について、法案に反対する憲法学者や政党などは、憲法違反、戦争法案、徴兵制につながるなどと決めつけ、法案反対のキャンペーンを展開しております。このような主張には、冷戦時と現在の国際情勢で日本を取り巻く環境が大きく変わったことへの危機感や認識の欠如が見られます。今や北朝鮮の核やミサイル開発、中国の軍備増強と海洋進出、国際テロの拡散等々、日本の安全保障環境が一段と悪化しているのが現状であります。

今回提出された安全保障関連法案の廃案を求める意見書案についても、安全保障関連法案は、「自衛隊を

米国と一体となって戦争に参加させるものである。」とか、「憲法によって国家権力を規制し、これにより主権者たる国民の権利を守ろうとする立憲主義をじゅうりんするものであり、」と断じておりますが、全くの見当違いで的外れの主張であり、現在の厳しい国際状況を考えたときに批判のみで廃案を求めるのではなく、国民の視点で対案を示すべきであります。

安全保障関連法案、集団的自衛権を含む平和安全法制の関連法案は、憲法9条の枠内で国民を守り、私たち日本の防衛のため自衛の措置として必要最小限の武力行使ができるよう限定的に容認するものであり、国民の命と平和な暮らしを守る大切な法律であります。

また、集団的自衛権の行使は、憲法と平和安全法制で日本独自の厳しいルールを定め、日本防衛のための自衛の措置として新三要件、1、「わが国に対する武力攻撃が発生したこと、またはわが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」、2、「これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと」、3、「必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」、以上を満たす場合に限っており、このため湾岸戦争やイラク戦争のようなものに自衛隊が参戦することはあり得ず、決して戦争に巻き込まれる可能性は極めて低いものと考えます。同時に、この新三要件を満たす場合には、我が国に対する直接の武力攻撃が発生していない場合であっても、我が国を防衛するための自衛の措置として武力の行使が行えることとなります。この際、これまでと同様に原則として事前の国会承認を得ることとしています。

繰り返しますが、自衛隊派遣については、我が国の存立や国民の生命、自由及び幸福追求の観点からさまざまな議論が行われる事前の国会承認が必要となります。さまざまな議論を踏まえて国会で派遣する、しないの意思決定が行われます。一部マスコミの報道や政党などの反対キャンペーンなどでは、戦争法案とか、徴兵制になって若者が戦地に送られるなどといった意図的な誤解が見られます。安全保障関連法案は戦争法案ではなく、徴兵制も決してありません。

安倍首相は、戦後70年談話においてさきの大戦の敗戦を振り返り、「これほどまでの尊い犠牲の上に、現在の平和がある。これが、戦後日本の原点であります。二度と戦争の惨禍を繰り返してはならない。」と述べております。二度と戦争を起こさないこと、そして日本国民の命と平和な暮らしを守ること、これが我

が国の重要な政治の責任であります。そのためには、自国防衛の備えが万全であることを相手に示して、日本への攻撃を事前に諦めさせることが重要であり、そのためのすきのない構えが必要であります。

特に、沖縄県に関連する法整備等の具体的な内容として、1、武力攻撃に至らない侵害（グレーゾーン）への対処について、このことが重要であります。その上に立って、安全保障関連法案の必要性を考えてみるものが重要であります。

最近の日本を取り巻く情勢は、決して安全とは言えないのが現状であります。そして、今やどんな国も一国だけで安全を守ることはできません。同盟国や友好国など国際社会との協力が必要不可欠であります。我が国の防衛を日米安保に依存している現状から日本を他国が守ることは当たり前、しかし、他国については日本は関知しておりません。集団的自衛権は、自衛のために国際法上は認められているものの、日本は行使できません。このことは、今や国際的には通用しないのではないかと考えております。

戦後70年が経過した今、さきの大戦の反省を踏まえ現在の国際情勢から、我が国、国民の安全を守り、日本自身が国際社会の平和と繁栄に積極的に貢献する信頼されるメンバーでなくてはなりません。人道的な国際貢献の活動の幅を広げながら、国際社会の平和と安全の確保のために汗を流している他国に対する支援活動も迅速に行うことが必要であります。このように、より積極的に国際貢献を行うことをできるようにすることが、私たち日本の平和と安全につながるものと確信しております。

今日本は、他の国と同じような武力の行使はできません。しかし、自分たちを守るときには、極めて限定的な武力の行使が許されています。今回の平和安全法制で武力の行使が拡大していかないよう、しっかりとした歯どめを定めており、今後とも戦争はしません。徴兵制になることも決してありません。

よって、安全保障関連法案の廃案を求める意見書案に反対し、慎重審議を求める意見書に賛成するものであります。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん こんにちは。

県民ネットを代表いたしまして、議員提出議案第1号「日本国憲法を守り「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書」に賛成、議員提出議案第2号「安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書」に反対する立場から討論を行います。

戦後70年の今、私たちは、戦争をしない国から戦争をする国へと大きくかじを切ろうとする岐路に立っています。立憲主義の破壊につながるこの法案を政府は、国民の命と暮らしを守る、戦争をしない平和をつくる、国際協力のためだと強調しておりますが、国会での審議が進むほどこの法案が戦争法案そのものだということが明白になっています。

日本がどこの国からも攻撃を受けていないのに、集団的自衛権を行使して世界中で米国の戦争に参加することになります。政府は、武力行使は限定的と説明をしておりますが、自衛隊の武力行使は際限なく広がり、武器使用は閣議決定や国会の承認などの政治的意思決定なしに現場の判断で戦争が始まる、非常に危険をはらんでいます。憲法9条に違反する武力行使になることは明らかであり、米国の戦争に日本の自衛隊が参戦し、日本が当事国となり、自衛隊が国際法違反の侵略軍となる危惧が現実になってきます。国民の強い懸念や反対を無視し、黙殺して憲法をないがしろにした国民不在のこの法案は、これまで平和憲法を堅持し平和貢献をしてきた我が国の平和国家としての威厳と誇りを崩す行為であり、この暴走は何としてもとめなければなりません。

憲法9条のもと、不戦の誓いをし平和の誓いを重ね上げ、この70年どこからも侵略されることなく、どこにも銃を向けない我が国の平和原則が根本から破壊されようとしている今、国民の不安や怒りは各種世論調査に如実にあらわれています。法案提出時よりも、政府が説明をするほど議論を重ねるほど反対の数字が高くなっています。憲法学者のみならず、学者の会、医療介護、福祉専門家あらゆる分野の知識人、文化芸能等著名人などこれまでこのような反対運動を行わなかった皆さんが率先して反対の意思を示し、母親たち、そして次代を担う若者たち、多くの国民が声を大にして法案廃案に向け全国的に運動の輪が広がり、その動きはもはやとめられるものではありません。昨日は国会前に12万人もの人が集まり、全国ではこの2日間で370カ所余りの集会が開催されました。

衆議院特別委員会の可決後に浜田委員長は、10本の法案を1本として審議することに無理があったと発言をいたしました。そして衆議院可決後の安倍総理も国民に丁寧な説明をするとしながら、今行われています参議院での審議では、法案成立前提で防衛省の内部文書を作成するなど、国会軽視の実務が優先していることが明らかになり、空母やステルス戦闘機など防護可能かなど具体的事例の質問に対し、大臣のしどろもどろ答弁や米艦防護、集団安全保障、安全確保等二転

三転の矛盾だらけの政府答弁が繰り返されています。また、なぜ米軍に対して弾薬の提供ができるようになるのかという質問に対し、中谷大臣は、米軍のニーズがあるからという答弁をしております。国内議論より米国の要請に応え、国の形を変えようとしていることが判明いたしました。国の将来を方向づける大事な政策がこのように曖昧な審議で、かつ米国優先主義で変えられることは断じて許されるものではありません。即、廃案にすべきであり、法案成立を前提とする慎重審議はあり得ません。

さきの戦争で失われた多くの命、痛恨の歴史を反省し、未来永劫この国は戦争をしないというその誓いをなぜ今政府は覆し、戦争という最悪の手段を選ぶのでしょうか。

政府・与党、また提案されています第2号議案におきましても、アジア・太平洋地域の安全保障環境の一層の厳しさを強調し抑止力と言いますが、先ほど来申しました平和学の父・ガルトゥング氏は「安倍首相は「積極的平和」と言う言葉を盗用し、私が意図した本来の意味とは正反対のことをしようとしている」と政府を強く批判し、安保法案については「時代遅れの安全保障」で世界の潮流に逆行していると断じています。まさにそのとおりだと思います。

特に中国を名指しして脅威論を扇動していますが、中国経済に頼る日本の矛盾を政府みずから露呈しているではありませんか。武力に頼ることなく、積極的な経済交流・文化観光など人的交流による外交など、政府の行うべき優先順位を変えていくことで安定した安全保障体制も構築できるのではないのでしょうか。

特にこの沖縄の地理的状況を強調し、アジアのかけ橋となる政策をぜひとも政府・与党である沖縄関係議員の皆様には提起をする努力をしてもらいたいものです。

戦後70年の節目の年、唯一の地上戦が行われたこの沖縄、我が子をみずから手で殺し殺される、人間が人間でなくなる戦争、人間の尊厳が無残に破壊される壮絶な戦争を体験したこの沖縄。この法案が可決されると他国への出撃地になり、またこの沖縄が標的になる。沖縄が加害者にもなる。その絵が大きく近づいているのを強く感じています。だからこそ、この沖縄から廃案に向け大きな声を上げなければならないのではないのでしょうか。キャンペーンなどという軽い言葉で片づけられてはなりません。

若者が、母親たちが、多くの県民が立ち上がりました。戦争に行きたくない、行かしないと、その悲痛な叫び、魂の声に今こそ応えなければなりません。私た

ち議員は、何よりも県民の命を守ることが一番の責務ではないでしょうか。

今将来の子供たち、孫たちの命が狙われているときに、政党のために働くのか、党利党略を超え高い理想を掲げること、沖縄県議会が試されています。手おくれになってはいけません。ぜひとも全会一致で世界平和と調和を基本とし、何よりも命を大切にする国づくりのために、提案されています第1号「日本国憲法を守り「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書」へ賛成し、第2号「安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書」に反対するよう、議員皆様の御賛同を心よりお願い申し上げまして討論といたします。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 こんにちは。

議員提出議案第1号「日本国憲法を守り「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書」に反対し、「安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書」に賛成の立場で討論をいたします。

安倍総理は、2006年に「美しい国へ」という本を出版いたしました。（資料を掲示）そしてまた、2013年に加筆補足をして「新しい国へ」という本を出されております。この本の中で、安倍総理は集団的自衛権あるいはまた日米同盟についての見解を述べております。

その中で安倍総理の考え方として、日本が独力で国の安全を確保できない中で、日米同盟はベストの選択である。しかし、日米安保体制は日本の危機に際して、米国は日本を守るが、日本は米国を守れない片務条約である。双務性を高め、信頼のきずなを強くすることによって対等な日米関係をつくり上げる必要がある。そのためには、集団的自衛権の行使を認めるべきである。国連憲章51条で国連加盟国は、個別的自衛権と集団的自衛権が認められているではないか。日米同盟の双務性を高めてこそ米国に言いたいことが言える。しかしながら、日本は憲法9条の規定により、集団的自衛権の権利は有しているが行使できないとしている。それはあたかも、財産権はあるが自由にできない禁治産者の規定に似ていると述べております。こうした安倍総理の強い思いが背景となって、今日の集団的自衛権を含む安全保障関連法案の議論になっているわけであります。

安倍総理は当初、憲法96条改正を目指しましたが、世論の厳しさゆえに断念し、解釈変更による見直しを選択いたしました。一方、公明党は当初、集団的自衛権の行使容認は必要ないとの認識であったと思い

ます。しかし、連立政権の一角を担っている立場から自民党との協議に応じました。

安倍総理の思いは、著書で述べているとおり国連憲章51条にある他国防衛をも含めたフルサイズの集団的自衛権行使を想定していたのではないのでしょうか。その後の自公協議を通して、公明党は集団的自衛権について1972年の政府方針との整合性を図るべきだと主張いたしました。1972年の政府見解は、「わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないと云わざるを得ない。」というものであります。要するに、憲法9条の制約のもと、専守防衛、自国防衛に限って必要最小限度の個別的自衛権の行使容認にとどめるということであります。その結果、このたびの安全保障関連法案の議論においても、政府の72年見解を踏襲し、決して国連憲章51条にある他国防衛をも含むフルサイズの集団的自衛権は認めないとしたのが昨年7月1日の閣議決定の内容であります。そのことは安倍総理も国会答弁で明確に認めております。

具体的には、公明党の提案により、憲法9条の制約のもとで許容される自衛措置の高三要件を取りまとめました。1、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合、2、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないとき、3、必要最小限度の実力を行使。

また、国際貢献のあり方についても、公明党は国際平和支援法案に自衛隊の海外派遣の三原則を明記させました。1、国連決議を前提とし、2、例外なき国会の事前承認、3、自衛隊の安全確保、そうした幾つもの歯どめをかけた法体系になっているわけでありす。

ただ、国民の間にはまだまだ懸念の声が強く残っているのも事実であります。このたびの安保法制を実施することにより、日本が戦争に巻き込まれるのではないか、発足以来一人の犠牲者も出していない自衛隊員に犠牲を強いるのではないか、自衛隊がアメリカの戦略に組み込まれるのではないか、さらに、そうしたことによって日本がテロのターゲットにされるのではないか等々さまざまな懸念が出されていることも事実であります。また、野党からの修正案も検討されている

ようであります。政府や与党はそうした提案にも謙虚に向き合い、国民の理解が広がるよう議論を深めていただきたいと思います。

平和を維持・発展せしめるものは武力ではなく、外交努力によるべきであるとの強い主張もあります。当然の訴えであると思います。

公明党は、戦後日本と中国が極めて厳しい関係にある時期から日中の関係改善を訴えてまいりました。1972年の日中国交回復や1978年の日中平和友好条約締結の際には、他党に先駆けて尽力、貢献した歴史もあります。今後ともそうした外交努力を続け、武力に頼らない国際社会の構築に尽力していきたいと考えます。したがって、国会において政府は多くの国民の声と真摯に向き合い、懸念の声に丁寧な答え、理解が広がるよう慎重な審議に努めるべきであります。

以上申し上げて、第1号「日本国憲法を守り「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書」に反対し、第2号「安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書」に賛成の討論といたします。

○議長（喜納昌春君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

○儀間 光秀君 議長、休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時40分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

これより議員提出議案第1号「日本国憲法を守り「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書」及び議員提出議案第2号「安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書」の採決に入ります。

議題のうち、まず議員提出議案第1号「日本国憲法を守り「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立多数であります。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） ただいま議員提出議案第1号「日本国憲法を守り「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書」が可決されましたので、議員提出議案第2号「安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書」

については、その議決を要しないものになります。

◆ . . ◆
○議長（喜納昌春君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

今期臨時会の議会活動状況は、後ほど文書をもって

報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成27年第5回沖縄県議会（臨時会）を閉会いたします。

午前11時42分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 比 嘉 京 子

会議録署名議員 新 垣 哲 司